

2021年5月13日

# 内閣総理大臣 菅 義偉 殿

公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部

本部長 石井 啓一  
事務局長 柵屋 敬悟

## 新型コロナウイルスワクチンの円滑かつ迅速な接種に向けた緊急提言

令和3年2月17日から接種が開始された我が国における新型コロナワクチンの接種については、4月17日からの数限定の高齢者への接種を経て、各自治体における高齢者向けワクチンの本格的接種が始められている状況である。

総理の「7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組む」との方針の下、東京、大阪における国の大規模接種センターの開設計画が発表されるとともに、各自治体に対して6月までの高齢者向けのワクチン供給量の全体像を示し、接種計画の前倒しを要請するなどの取り組みが行われているところである。

こうした状況の中、多くの自治体では接種計画の見直しを迫られており、医療関係者の確保など接種体制の整備について多くの課題を抱えている。

以上の接種現場の実態に鑑み、全国的な新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種体制の整備のため、以下の緊急提言を行うものである。

### 1 ワクチンの供給及び薬事承認等について

- (1) ファイザー社ワクチンについて、4月30日付けで6月中の高齢者向けワクチンの基本配分計画が示され、併せて、ワクチン納入予定日の通知の前倒しなども行われ自治体の接種体制の整備作業も予見性をもって進められる環境となったが、7月以降のワクチンの配分計画もできる限り早期に全体像を示すこと。
- (2) V-SYSによるワクチン供給の流れについて、接種計画を円滑に進めるためには、なお一日も早いワクチンの配送日・配送量の明確化が求められており、V-SYS運用面で十分配慮すること。
- (3) 既に薬事承認申請が出されているモデルナ社およびアストラゼネカ社のワクチンについて、早期承認に努めること。  
また、特例承認する際、今後国民へのワクチン接種を全体としてどのように進めるか基本的な方針を明確にすること。

- (4) 特に、モデルナ社のワクチンについては、既に我が国に到着しているとの報道もあり薬事承認が待たれるところであるが、2回接種の間隔が28日とファイザーと異なることから、全体の配分計画について混乱がないよう留意すること。

## 2 ワクチンの接種体制の整備について

- (1) 自治体への新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しの要請に合わせ、7月末までに接種が終了できない計画となっている自治体（250余り）への支援策について、個別の課題をよく把握し的確に展開すること。
- (2) 接種計画の前倒しに当たって、自治体が最も苦慮することは接種に当たる医療関係者の確保である。新たに示された負担金の上乗せや医師・看護師等の派遣事業の運営に当たっては、都道府県と市区町村の十分な連携が図られるよう徹底するとともに、通常の診療活動に支障を生じさせないよう接種への協力をいただくため、さらに必要な支援策を講じること。
- (3) 医療従事者への接種が進んでいないことが接種に係る医療関係者の確保について大きな障害となっている。5月中旬には医療従事者分のワクチンの配布を終えていることを踏まえ、自治体現場において医療従事者のワクチン接種が優先的に実施されるよう徹底を図ること。
- (4) 自衛隊による2か所の大規模接種センターの開設について公表されたが、予約の受付から2回接種までの業務について、防衛省の責任の下、関係各府省と密接な連携を図りながら、円滑な接種体制を構築すること。
- また、国による大規模接種センターの運営の詳細について、早急に該当する自治体へ周知徹底を図るとともに、自治体のワクチン接種業務との連携を十分に行うこと。
- さらに、大規模接種センターは1都3県など広域の利用者を想定しているため相当の移動距離が想定される。効率的な接種を進めるために大規模接種センターまでの移動サービスについて、検討を行うこと。
- (5) 高齢者人口などを勘案して国による大規模接種センターの取り組みは、自衛隊などの対応力を考慮の上、他地域での取り組みも検討すること。
- あわせて、自衛隊による大規模接種センターの取り組みを踏まえ、今後は希望する都道府県においてもこうした大規模接種会場の取り組みが可能となるよう早急に準備を進めるとともに、設置に係る国の財政支援を行うこと。
- (6) なお、モデルナ社ワクチンを活用する大規模接種会場の接種対象者について、接種を受ける住民にとってはファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを選

択できる状況になることも想定されることから、接種対象者への周知、接種の予約受付、2回目接種の勧奨などにおいて混乱がないよう基本的なあり方を早急に整理すること。

- (7) さらに、高齢者などの優先接種の次に行われる一般の国民に対する接種を考慮し、民間の協力体制の下、職域での接種や大学等での集団接種などの方策を検討し、早急に結論を得て、広範な接種体制を整備すること。

### 3 財政措置について

- (1) 新たに決定された接種費用の時間外等加算相当分の上乗せや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療従事者派遣事業の取扱いや都道府県による大規模接種会場の設置費用の取扱いについては、自治体の実情に応じ、柔軟な運用を可能とすること。あわせて地方負担が生じないように必要に応じた追加策や十分な財源措置を行うこと。
- (2) ワクチンの接種事務に関し自治体では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する場合も想定されるが、今般新たに予備費の投入により実施される事業者支援分などの活用についても柔軟な対応を行うこと。

### 4 その他

- (1) 今後、高齢者の優先接種と基礎疾患を有する者等への優先接種が並行して行われることも想定される。国からは既に高齢者への接種完了前から基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定について示されているが、この先行予約期間の予約の在り方については、障がい者の方々等へのきめ細かな配慮がなされ、速やかに予約できるようにすること。
- (2) 一般市民に対する接種段階においては、特に2回目接種時の翌日の副反応が顕著であることから、接種者が翌日などの休暇が取りやすくするための環境整備を図ること。
- (3) ワクチンの免疫効果の持続性や変異株による影響など科学的・客観的な評価に基づき、来年度以降も含めた今後のワクチンの追加接種など必要な対策が迅速に実施されるよう取り組みを進めること。

以上